

専 決 処 分 報 告

次の事件は、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により市議会に報告し、その承認を求める。

令和元年6月21日提出

芦屋市長 伊 藤 舞

記

芦屋市市税条例の一部を改正する条例の制定について

処分理由

地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の一部改正に伴い、芦屋市市税条例の一部を改正する必要があるが生じたが、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったため。

専決第1号

芦屋市市税条例の一部を改正する条例の制定について

別紙のように、芦屋市市税条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成31年3月31日

芦屋市長 山中 健

芦屋市条例第13号

芦屋市市税条例の一部を改正する条例

芦屋市市税条例（昭和59年芦屋市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（寄附金税額控除）</p> <p>第26条 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭のうち、規則で定めるものを支出した場合には、<u>同項</u>に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に<u>同条第2項に規定する特例控除対象寄附金</u>を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第22条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>2 前項の特例控除額は、<u>法第314条の7第11項</u>（法附則第5</p>	<p style="text-align: center;">（寄附金税額控除）</p> <p>第26条 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭のうち、規則で定めるものを支出した場合には、<u>法第314条の7第1項</u>に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に<u>同項第1号</u>に掲げる寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第22条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>2 前項の特例控除額は、<u>法第314条の7第2項</u>（法附則第5条</p>

改正後	改正前
<p>条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>附 則</p> <p>第14条の3の2 平成22年度から平成43年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、<u>法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)</u>に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第22条及び第25条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>	<p>の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>附 則</p> <p>第14条の3の2 平成22年度から平成43年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、<u>法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)</u>に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第22条及び第25条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2. <u>前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。</u></p> <p>(1) <u>前項の規定の適用を受けようとする年度分の第29条第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第30条第1項の確定申告書を含む。)</u>に租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)</p> <p>(2) <u>前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在において法第317条の6第1項の規定によつて給与支払報告書を提出する義務がある者から給与の支払を受けている者であつて、前年中において給与所得以外の所得を有しなかつたものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条の2の2の規定の適用を受けている場合</u></p>

改正後	改正前
<p><u>2</u> <u>前項</u>の規定の適用がある場合における第26条の2及び第26条の3第1項の規定の適用については、第26条の2中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第14条の3の2第1項」と、第26条の3第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第14条の3の2第1項」とする。</p> <p>(寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>第14条の4 第26条の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、<u>法第314条の7第11項第2号若しくは第3号</u>に掲げる場合に該当する場合又は第22条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第33条第1項、附則第34条第1項、附則第35条第1項、附則第38条第1項、附則第39条第1項、附則第39条の2第1項又は附則第40条第1項の規定の適用を受けるときは、第26条第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>(個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等)</p> <p>第15条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第26条第1項及び第2項の規定により控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第29条第3項の規定による申告書の提出（第30条の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、<u>法第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金</u>（以下この項及び次条において「<u>特例控除対象寄附金</u>」という。）を支出する際、法附則第7条第8項から第1</p>	<p><u>3</u> <u>第1項</u>の規定の適用がある場合における第26条の2及び第26条の3第1項の規定の適用については、第26条の2中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第14条の3の2第1項」と、第26条の3第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第14条の3の2第1項」とする。</p> <p>(寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>第14条の4 第26条の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、<u>法第314条の7第2項第2号若しくは第3号</u>に掲げる場合に該当する場合又は第22条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第33条第1項、附則第34条第1項、附則第35条第1項、附則第38条第1項、附則第39条第1項、附則第39条の2第1項又は附則第40条第1項の規定の適用を受けるときは、第26条第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>(個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等)</p> <p>第15条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第26条第1項及び第2項の規定によつて控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第29条第3項の規定による申告書の提出（第30条の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、<u>法第314条の7第1項第1号</u>に掲げる寄附金（以下この項及び次条において「<u>地方団体に対する寄附金</u>」という。）を支出する際、法附則第7条第8項から第10</p>

改正後	改正前
<p>0 項までに規定するところにより、<u>特例控除対象寄附金</u>を受領する都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項及び第3項において「<u>都道府県知事等</u>」という。）に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書（以下この条において「<u>申告特例通知書</u>」という。）を送付することを求めることができる。</p> <p>2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「<u>申告特例の求め</u>」という。）を行つた申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行つた日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があつたときは、同条第9項に規定する申告特例対象年（次項において「<u>申告特例対象年</u>」という。）の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行つた<u>都道府県知事等</u>に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があつた事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。</p> <p>3 申告特例の求めを受けた<u>都道府県知事等</u>は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行つた者の住所（同条第11項の規定により住所の変更の届出があつたときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。</p> <p>4 （略）</p> <p>第15条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に<u>特例控除対象寄附金</u>を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合（法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。）<u>には</u>、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第26条第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p>	<p>項までに規定するところにより、<u>地方団体に対する寄附金</u>を受領する<u>地方団体の長</u>に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書（以下この条において「<u>申告特例通知書</u>」という。）を送付することを求めることができる。</p> <p>2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「<u>申告特例の求め</u>」という。）を行つた申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行つた日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があつたときは、同条第9項に規定する申告特例対象年（次項において「<u>申告特例対象年</u>」という。）の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行つた<u>地方団体の長</u>に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があつた事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。</p> <p>3 申告特例の求めを受けた<u>地方団体の長</u>は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行つた者の住所（同条第11項の規定により住所の変更の届出があつたときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。</p> <p>4 （略）</p> <p>第15条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に<u>地方団体に対する寄附金</u>を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合（法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。）<u>においては</u>、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第26条第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第26条の改正規定並びに附則第14条の4、第15条及び第15条の2の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定は、平成31年6月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の芦屋市市税条例（以下「新条例」という。）附則第14条の3の2の規定は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第26条並びに附則第14条の4及び第15条の2の規定は、平成32年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成31年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第26条第1項及び附則第15条の2の規定の適用については、平成32年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第26条第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）
附則第15条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）
	送付	送付又は芦屋市市税条例の一部を改正する条例（平成31年芦屋市条例第13号）附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例の

	規定による改正前の芦屋市市税条例附則第15条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付
--	---

4 新条例附則第15条第1項から第3項までの規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成31年6月1日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号。以下この項において「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

参 照

芦屋市市税条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行ったもの。

2 改正の内容

個人市民税

- (1) 寄附金税額控除における特例控除の対象となる寄附金（ふるさと納税）は、次の基準に適合し、総務大臣が指定する市区町村等への寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）に限ることとした。（第26条関係）

ア 寄附金の募集を適正に実施すること。

イ 市区町村等が寄附金の受領に伴い提供する返礼品等の費用の額が、いずれも当該寄附金の額の3割に相当する金額以下であること。

ウ 返礼品等を提供する市区町村等の区域内において生産された物品又は提供される役務等であって総務大臣が定める基準に適合するものであること。

- (2) 住宅借入金等特別税額控除の適用について、納税通知書が送達される時までに関し、当該控除に関する事項を記載した申告書を提出すること等の要件を不要とすることとした。（附則第14条の3の2関係）

- (3) その他所要の規定の整備

3 施行期日等

- (1) 2(2)の規定 平成31年4月1日
(2) 2(1)及び(3)の規定 平成31年6月1日
(3) 経過措置

ア 2(2)の規定は、平成31年度以後の年度分の個人市民税について適用し、平

成 30年度分までの個人市民税については、なお従前の例による。

イ 2(1)及び(3)の規定は、平成32年度以後の年度分の個人市民税について適用し、平成31年度分までの個人市民税については、なお従前の例による。

ウ 2(1)及び(3)の規定の適用については、平成32年度分の個人市民税に限り、所要の読替えを行うこととする。

ふるさと納税制度の見直し

○ 制度の健全な発展に向けて、一定のルールの中で地方団体が創意工夫をすることにより全国各地の地域活性化に繋げるため、ふるさと納税制度を見直す。

※ これまでは、技術的助言の範囲内において、必要な返礼品の見直しを行うよう要請を行ってきたもの。

見直し後の制度の基本的枠組み

○ 総務大臣は、地方財政審議会の意見を聴いた上で、次の基準に適合する地方団体をふるさと納税(特例控除)の対象として指定する。

- ① 寄附金の募集を適正に実施する地方団体
- ② (①の地方団体で)返礼品を送付する場合には、以下のいずれも満たす地方団体
 - ・ 返礼品の返礼割合を3割以下とすること
 - ・ 返礼品を地場産品とすること

(その他の手続き等)

- 総務大臣は指定をし、又は指定を取り消したときは、その旨を告示する。
- 指定基準の制定や改廃、指定や指定の取り消しについては、地方財政審議会の意見を聴取する。
- 上記の改正は、平成31年6月1日以後に支出された寄附金について適用する(指定対象外の団体に対して同日以後に支出された寄附金については、特例控除の対象外となる)。

寄附金の募集の適正な実施に係る基準
(平成31年4月1日総務省告示第179号)

- (1) 寄附者を紹介する者への謝金その他の経済的利益の供与その他不当な方法による寄附金の募集を行わないこと。
- (2) 返礼品等を強調した宣伝広告を行わないこと。
- (3) 寄附者による適切な寄附先の選択を阻害するような表現を用いた情報提供を行わないこと。
- (4) 当該地方団体の区域内に住所を有する者に返礼品等を提供しないこと。
- (5) 寄附金の募集に要した経費を受領した寄附金の5割以下とすること。
- (6) 平成30年11月1日から申出書(※)を提出する日までの間に、ふるさと納税制度の趣旨に反する方法により他の地方団体に多大な影響を及ぼすような寄附金の募集を行い、他の地方団体と比べて著しく多額の寄附金を受領していないこと。

※ 寄附金の募集の適正な実施に係る基準に適合する地方団体として総務大臣の指定を受けようとする際に提出する申出書